

文部科学省  
厚生労働省 令第一号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則及び柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

文部科学大臣 伊吹 文明

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則及び柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令

（あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部改正）

第一条 あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年<sup>文部省</sup>厚生<sup>省</sup>令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「盲学校」を「特別支援学校において視覚障害者である生徒に対する教育を行う学級」

に改める。

別表第二専門基礎分野の項中「盲学校」を「特別支援学校」に、「第六十五条の六」を「第六十五条の五」に改め、同表専門分野の項中「盲学校」を「特別支援学校」に改める。

（柔道整復師学校養成施設指定規則の一部改正）

第二条 柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和四十七年文部省  
厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。  
別表第二専門基礎分野の項中「盲学校」を「特別支援学校」に改める。

#### 附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則及び柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令新旧対照表

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年九月十三日文部省令第二号厚生省令第二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（認定基準）</p> <p>第二条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二七（略）</p> <p>八 一学級の生徒の定員は三十人以下（特別支援学校において視覚障害者である生徒に対する教育を行う学級にあつては、十五人以下）であること。</p> <p>九十六（略）</p>		<p>（認定基準）</p> <p>第一条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二七（略）</p> <p>八 一学級の生徒の定員は三十人以下（盲学校にあつては、十五人以下）であること。</p> <p>九十六（略）</p>	
<p>別表第二（第二条及び第五条関係）</p> <p>基礎分野</p> <p>専門基礎分野</p>	<p>教授するのに適当と認められる者</p> <p>次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 医師</p> <p>二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第六十五条の五に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状（以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。）を有する者</p>	<p>別表第二（第二条及び第五条関係）</p> <p>基礎分野</p> <p>専門基礎分野</p>	<p>教授するのに適当と認められる者</p> <p>次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 医師</p> <p>二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十三条に規定する盲学校の理療の教科の普通免許状又は同令第六十五条の六に規定する盲学校の理療の教科の特別免許状（以下「盲学校の理療科の教員免許状」と総称する。）を有する者</p>

<p>専門分野</p>	<p>三 (略)</p> <p>次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者</p>
<p>専門分野</p>	<p>三 (略)</p> <p>次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 (略)</p> <p>二 盲学校の理療科の教員免許状を有する者</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する盲学校の理療の教科の臨時免許状を有する者</p>

改 正 案		現 行	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
基礎分野 専門基礎分野	教授するのに適當と認められる者	基礎分野 専門基礎分野	教授するのに適當と認められる者
(略)	<p>次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に關し相當の經驗を有するもの又はこれと同等以上の知識及び經驗を有する者</p> <p>一 医師</p> <p>二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者</p> <p>三 柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者（保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る。）</p>	(略)	<p>次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に關し相當の經驗を有するもの又はこれと同等以上の知識及び經驗を有する者</p> <p>一 医師</p> <p>二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十三条に規定する盲学校の理療の教科の普通免許状を有する者</p> <p>三 柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者（保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る。）</p>

文部科学省告示第四十六号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）の施行に伴い、並びに係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日

文部科学大臣 伊吹 文明

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

（在外教育施設の認定等に関する規程の一部改正）

第一条 在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第六項中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

（地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準の一部改正）



び聾聾学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(高等学校学習指導要領の一部改正)

第六条 高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の一部を次のように改正する。

第1章第6款の5の(11)中「、聾学校、聾学校及び聾聾学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(義務教育諸学校教科用図書検定基準の一部改正)

第七条 義務教育諸学校教科用図書検定基準(平成十一年文部省告示第十五号)の一部を次のように改正する。

第一章中「聾学校、聾学校及び聾聾学校」を「特別支援学校」に改める。

(盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領の一部改正)

第八条 盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領(平成十一年文部省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校幼稚部教育要領



第1項の3中「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領」と「特別支援学校幼稚部教育要領」と改める。

第3項の2の(5)中「特殊教育」と「特別支援教育」と、同項の2の(9)のム中「盲学校」と「視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校」と、同項の2の(9)のイ中「聾学校」と「聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校」と、同項の2の(6)のウ、エ及びオ中「を教育する養護学校」と「である幼児に対する教育を行う特別支援学校」と改める。

(盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正)

第九条 盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領（平成十一年文部省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第1章第2節第2の2中「を教育する養護学校」と「である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」と改め、同節第2の4中「盲学校、聾学校及び」と「視覚障害者、聴覚障害者、」と、「を教育す

る養護学校」や「である児童に対する教育を行う特別支援学校」又は、同条第2の5第「を教育する養護学校」や「である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」又は。

第1項第2項第3の1第「盲学校、聾学校及び」や「視覚障害者、聴覚障害者、」及び「を教育する養護学校」や「である生徒に対する教育を行う特別支援学校」又は、同条第3の2第「を教育する養護学校」や「である生徒に対する教育を行う特別支援学校」又は。

第1項第2項第5の2第「当該学校に就学することとなった障害以外に他」や「複数の種類」又は、同条第5の2の(1)第「盲学校、聾学校又は肢体不自由者若しくは病弱者を教育する養護学校」や「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」又は。

第1項第2項第6の3第「盲学校、聾学校及び」や「視覚障害者、聴覚障害者、」及び「病弱者を教育する養護学校」や「病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」及び「知的障害者を教育する養護学校」や「知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」又は。

第1項第2項第7の1の(2)第「盲学校、聾学校及び」や「視覚障害者、聴覚障害者、」及び「を教育す

る養護学校」也「である児童に対する教育を行う特別支援学校」也<sup>㉒</sup>、<sup>㉓</sup>「特殊教育」也「特別支援教育」也<sup>㉔</sup>。

「第1款 盲学校、聾<sup>㉕</sup>学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校」也「第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校」也<sup>㉖</sup>。

「1 盲学校」也「1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」也<sup>㉗</sup>。

「2 聾<sup>㉕</sup>学校」也「2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」也<sup>㉘</sup>。

「3 肢体不自由者を教育する養護学校」也「3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校」也<sup>㉙</sup>。

「4 病弱者を教育する養護学校」也「4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校」也<sup>㉚</sup>。

「第2款 知的障害者を教育する養護学校」也「第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」也<sup>㉛</sup>。

「第1款 盲<sup>㉜</sup>学校、聾<sup>㉕</sup>学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校」也「第1款 視覚障害者

、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

「第2款 知的障害者を教育する養護学校」を「第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

(盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領の一部改正)

第十条 盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領(平成十一年文部省告示第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 特別支援学校高等部学習指導要領

目次中「盲学校、聾学校及び」を「視覚障害者、聴覚障害者、」に、「を教育する養護学校」を「である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

第1章第2節第1款の2中「盲学校、聾学校及び」を「視覚障害者、聴覚障害者、」に、「を教育する養護学校」を「である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

第1章第2節第1款の3及び4中「を教育する養護学校」を「である生徒に対する教育を行う特別支援

学校」に於て。

「第2款 盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校における各教科・科目等の履修等」も「第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等」に於て。

第1号第2号第3号の「盲学校」も「視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」も「聾学校」も「聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」も「を教育する養護学校」もである生徒に対する教育を行う特別支援学校」に於て。

「(1) 盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校」も「(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に於て。

「(2) 盲学校」も「(2) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に於て。

「(3) 聾学校」も「(3) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に於て。

「第3款 知的障害者を教育する養護学校における各教科等の履修等」も「第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等」に於て。

第1項第2項第4条の1及び同条の2の(1)中「を教育する養護学校」及び「である生徒に対する教育を行う特別支援学校」並びに同条の2の(3)中「盲学校、聾学校及び」並びに「視覚障害者、聴覚障害者、」並びに「を教育する養護学校」及び「である生徒に対する教育を行う特別支援学校」並びに同条の3の(1)中「を教育する養護学校」及び「である生徒に対する教育を行う特別支援学校」並びに同条の3の(3)中「当該学校に就学することとなった障害以外に他」並びに「複数の種類」並びに同条の5の(13)中「特殊教育」及び「特別支援教育」並びに同条の6。

「第1 盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校」及び「第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」並びに同条の6。

「第2 知的障害者を教育する養護学校」及び「第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」並びに同条の6。

第1項第2項第6条の2の(1)中「盲学校、聾学校又は肢体不自由者若しくは病弱者を教育する養護学校」及び「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」並びに同条の2の(2)及び4中「を教育する養護学校」及び「である生徒に対する教育を行う特別支援学校

」に於る。

第1章第2節第7条の1及び2中「盲学校又は聾学校」を「視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に於る。

「第1節 盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校」を「第1節 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に於る。

第2章第1節第1条及び第2条中「盲学校」を「視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に」、及び「聾学校に」を「聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に」に於る。

「1 盲学校」を「1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に於る。

「2 聾学校」を「2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に於る。

「3 肢体不自由者を教育する養護学校」を「3 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に於る。

「4 病弱者を教育する養護学校」を「4 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に於る。

「第2節 知的障害者を教育する養護学校」を「第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

「第3章 道徳（知的障害者を教育する養護学校）」を「第3章 道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）」に改める。

第4章の3中「を教育する養護学校」を「である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

（学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件の一部改正）

第十一条 学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十五年文部科学省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

（教育課程に関し学校教育法施行規則第七十三条の九又は第七十三条の十の規定によらない場合における盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の全課程の修了の認定について定める件の一部改正）

第十二条 教育課程に関し学校教育法施行規則第七十三条の九又は第七十三条の十の規定によらない場合における盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の全課程の修了の認定について定める件（平成十五年文部科



学省告示第五十八号)の一部を次のように改正する。

前文中「盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校又は養護学校の高等部の全課程の修了の認定について次の」を「特別支援学校の高等部の全課程の修了の認定について次の」に改める。

(沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部改正)

第十三条 沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件(平成十七年文部科学省告示第五十六号)の一部を次のように改正する。

前文中「特殊教育諸学校(盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校又は養護学校をいう。以下同じ。)」を「特別支援学校」に改める。  
、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に改める。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示整備に関する告示新旧対照表目次

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年十一月十四日文部省告示第百十四号）	1
地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準（平成七年八月二十四日文部省告示第百十二号）	2
幼稚園教育要領（平成十年十二月十四日文部省告示第百七十四号）	3
小学校学習指導要領（平成十年十二月十四日文部省告示第百七十五号）	4
中学校学習指導要領（平成十年十二月十四日文部省告示第百七十六号）	5
高等学校学習指導要領（平成十一年三月二十九日文部省告示第五十八号）	6
義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成十一年一月二十五日文部省告示第十五号）	7
盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領（平成十一年三月二十九日文部省告示第六十号）	8
盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領（平成十一年三月二十九日文部省告示第六十一号）	10
盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領（平成十一年三月二十九日文部省告示第六十二号）	15
学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十五年三月三十一日文部科学省告示第五十六号）	24
教育課程に関し学校教育法施行規則第七十三条の九又は第七十三条の十の規定によらない場合における盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の全課程の修了の認定について定める件（平成十五年三月三十一日文部科学省告示第五十八号）	25
沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件（平成十七年三月三十一日文部科学省告示第五十六号）	26

（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第一章 認定の基準</p> <p>第十一条 申請施設には、学校教育法第二十八条第一項に定めるところに準じて、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員（以下「教職員」という。）を置かなければならない。ただし、特別の事情のある場合には、教頭又は事務職員を置かないことができる。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 申請施設の教諭は、免許法による小学校等の教諭の普通免許状を有する者でなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合には、<u>教諭の一部につき、免許法第十八条第一項に規定する外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者</u>その他教科に関して専門的な知識、技能等を有する者を充てることができる。</p> <p>7 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第一章 認定の基準</p> <p>第十一条 申請施設には、学校教育法第二十八条第一項に定めるところに準じて、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員（以下「教職員」という。）を置かなければならない。ただし、特別の事情のある場合には、教頭又は事務職員を置かないことができる。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 申請施設の教諭は、免許法による小学校等の教諭の普通免許状を有する者でなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合には、<u>教諭の一部につき、免許法第十八条に規定する外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者</u>その他教科に関して専門的な知識、技能等を有する者を充てることができる。</p> <p>7 （略）</p>

地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準（平成七年八月二十四日  
文部省告示第百十二号）

（傍線部分は改正部分）

（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>第一条 地震防災対策特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等に係る主務大臣の定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三条第一項第九号の公立の小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程又は同項第十号の公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築を要するものの改築</p> <p>次のいずれかに該当する建物の改築であること。</p> <p>（一）（三）（略）</p> <p>二 法第三条第一項第九号の公立の小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程又は同項第十号の公立の特別支援学校のうち、地震防災上補強を要するものの補強</p> <p>文部科学大臣の定める方法により診断した耐震性能が、文部科学大臣の定める要補強建物判定基準に該当する建物の補強であること。</p> <p>三・四（略）</p>	<p>第一条 地震防災対策特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等に係る主務大臣の定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三条第一項第九号の公立の小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程又は同項第十号の公立の<u>盲学校</u>、<u>ろう学校</u>若しくは<u>養護学校</u>のうち、地震防災上改築を要するものの改築</p> <p>次のいずれかに該当する建物の改築であること。</p> <p>（一）（三）（略）</p> <p>二 法第三条第一項第九号の公立の小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程又は同項第十号の公立の<u>盲学校</u>、<u>ろう学校</u>若しくは<u>養護学校</u>のうち、地震防災上補強を要するものの補強</p> <p>文部科学大臣の定める方法により診断した耐震性能が、文部科学大臣の定める要補強建物判定基準に該当する建物の補強であること。</p> <p>三・四（略）</p>

（第三条関係）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第3章 指導計画作成上の留意事項</p> <p>2 特に留意する事項</p> <p>(3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、<u>特別支援学校</u>等の障害のある幼児との交流の機会を積極的に設けるよう配慮すること。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 指導計画作成上の留意事項</p> <p>2 特に留意する事項</p> <p>(3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>、<u>養護学校</u>等の障害のある幼児との交流の機会を積極的に設けるよう配慮すること。</p>

（関係関係）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 5 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 障害のある児童などについては、児童の実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫すること。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) 開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間や幼稚園、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 5 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 障害のある児童などについては、児童の実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫すること。特に、特殊学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) 開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間や幼稚園、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。</p>

（第五節関係）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第6 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(7) 障害のある生徒などについては、生徒の実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫すること。特に、<u>特別支援学級</u>又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。</p> <p>(12) 開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校及び<u>特別支援学校</u>などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第6 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(7) 障害のある生徒などについては、生徒の実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫すること。特に、<u>特殊学級</u>又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。</p> <p>(12) 開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>及び<u>養護学校</u>などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。</p>

（関係関係）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第 6 款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項</p> <p>5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項</p> <p>(11) 開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第 6 款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項</p> <p>5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項</p> <p>(11) 開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。</p>



( 第 七 条 関 係 )

改 正 案	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>学校教育法に規定する小学校，中学校，中等教育学校の前期課程並びに<u>特別支援学校</u>の小学部及び中学部の教科用図書の検定においては，その教科用図書が，教科課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として，教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であることにかんがみ，教育基本法に定める教育の目的，方針など並びに学校教育法に定めるその学校の目的及び教育の目標に基づき，第2章及び第3章に掲げる各項目に照らし適切であるかどうかを審査するものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>学校教育法に規定する小学校，中学校，中等教育学校の前期課程並びに<u>直</u>学校，<u>養</u>学校及び<u>養護</u>学校の小学部及び中学部の教科用図書の検定においては，その教科用図書が，教科課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として，教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であることにかんがみ，教育基本法に定める教育の目的，方針など並びに学校教育法に定めるその学校の目的及び教育の目標に基づき，第2章及び第3章に掲げる各項目に照らし適切であるかどうかを審査するものとする。</p>

（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p><u>特別支援学校幼稚部教育要領</u></p> <p>第1章 総 則</p> <p>3 教育課程の編成</p> <p>各学校においては、法令並びにこの<u>特別支援学校幼稚部教育要領</u>の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の障害の状態や発達の程度及び学校や地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。</p> <p>第3章 指導計画作成上の留意事項</p> <p>2 特に留意する事項</p> <p>（5）幼稚部の運営に当たっては、地域の実態や家庭の要請等により、障害のある乳幼児やその保護者に対して早期からの教育相談を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における<u>特別支援教育</u>に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること。</p> <p>（6）以上のほか、次の事項に留意すること。</p> <p>ア <u>視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校</u>において</p>	<p><u>盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領</u></p> <p>第1章 総 則</p> <p>3 教育課程の編成</p> <p>各学校においては、法令並びにこの<u>盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領</u>の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の障害の状態や発達の程度及び学校や地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。</p> <p>第3章 指導計画作成上の留意事項</p> <p>2 特に留意する事項</p> <p>（5）幼稚部の運営に当たっては、地域の実態や家庭の要請等により、障害のある乳幼児やその保護者に対して早期からの教育相談を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における<u>特殊教育</u>に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること。</p> <p>（6）以上のほか、次の事項に留意すること。</p> <p>ア <u>盲学校</u>においては、幼児が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十</p>

は、幼児が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して周囲の状況を把握し、活発な活動が展開できるようにすること。また、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすること。

イ 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、保有する聴覚などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人とのかかわりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度を育てること。

ウ 知的障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすること。また、ゆとりをもって活動に取り組めるように配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすること。

エ 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を広めるようにすること。また、幼児が興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとするような環境を創意工夫すること。

オ 病弱者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の病気の状態等を十分に考慮し、負担過重にならない範囲で、様々な活動が展開できるようにすること。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすること。

分に活用して周囲の状況を把握し、活発な活動が展開できるようにすること。また、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすること。

イ 聾学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、保有する聴覚などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人とのかかわりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度を育てること。

ウ 知的障害者を教育する養護学校においては、幼児の活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすること。また、ゆとりをもって活動に取り組めるように配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすること。

エ 肢体不自由者を教育する養護学校においては、幼児の身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を広めるようにすること。また、幼児が興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとするような環境を創意工夫すること。

オ 病弱者を教育する養護学校においては、幼児の病気の状態等を十分に考慮し、負担過重にならない範囲で、様々な活動が展開できるようにすること。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすること。

（第九条関係）

改 正 案	現 行
<p>特別支援学校小学部・中学部学習指導要領</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第2節 教育課程の編成</p> <p>第2 内容等の取扱いに関する共通的事項</p> <p>2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章第1節第1款及び同章第2節第1款において準ずるものとしている小学校学習指導要領第2章及び中学校学習指導要領第2章第1節から第9節までに示す各教科の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての児童又は生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳、特別活動及び自立活動並びに各学年、各分野又は各言語（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動）の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。</p>	<p>盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第2節 教育課程の編成</p> <p>第2 内容等の取扱いに関する共通的事項</p> <p>2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章第1節第1款及び同章第2節第1款において準ずるものとしている小学校学習指導要領第2章及び中学校学習指導要領第2章第1節から第9節までに示す各教科の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての児童又は生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳、特別活動及び自立活動並びに各学年、各分野又は各言語（知的障害者を教育する養護学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動）の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。</p>

- 4 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において，学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科の内容は，2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては，これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ，2学年間を見通して計画的に指導することとし，特に示す場合を除き，いずれかの学年に分けて指導したり，いずれの学年においても指導したりするものとする。
- 5 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，各教科（小学部においては各教科の各段階）に示す内容を基に，児童又は生徒の知的発達の遅滞の状態や経験等に応じて，具体的に指導内容を設定するものとする。

### 第3 選択教科の内容等の取扱い

- 1 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部における選択教科については，次のとおり取り扱うものとする。
- 2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部における外国語については，学校や生徒の実態を考慮し，必要に応じて設けることができる。

### 第5 重複障害者等に関する特例

- 2 複数の種類の障害を併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害者」という。）を教育する場合には，次に示すところによるものとする。

- 4 盲学校，聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校の小学部において，学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科の内容は，2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては，これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ，2学年間を見通して計画的に指導することとし，特に示す場合を除き，いずれかの学年に分けて指導したり，いずれの学年においても指導したりするものとする。
- 5 知的障害者を教育する養護学校においては，各教科（小学部においては各教科の各段階）に示す内容を基に，児童又は生徒の知的発達の遅滞の状態や経験等に応じて，具体的に指導内容を設定するものとする。

### 第3 選択教科の内容等の取扱い

- 1 盲学校，聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校の中学部における選択教科については，次のとおり取り扱うものとする。
- 2 知的障害者を教育する養護学校の中学部における外国語については，学校や生徒の実態を考慮し，必要に応じて設けることができる。

### 第5 重複障害者等に関する特例

- 2 当該学校に就学することとなった障害以外に他の障害を併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害者」という。）を教育する場合には，次に示すところによるものとする。

(1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち，知的障害を併せ有する者については，各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を，当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって，替えることができること。なお，この場合，小学部の児童については，総合的な学習の時間を設けないことができること。

#### 第6 授業時数等の取扱い

3 小学部又は中学部の各学年の総合的な学習の時間に充てる授業時数は，児童又は生徒の障害の状態や発達段階等を考慮して，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校については，小学部第3学年以上及び中学部において，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については，中学部において，それぞれ適切に定めるものとする。

#### 第7 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 各学校においては，次の事項に配慮しながら，学校の創意工夫を生かし，全体として，調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(2) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において，学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科については，当該学年間を見通して，地域や学校及び児童の実態に応じ，その障害の状態や発達段階を考慮し

(1) 盲学校，聾学校又は肢体不自由者若しくは病弱者を教育する養護学校に就学する児童又は生徒のうち，知的障害を併せ有する者については，各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を，当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって，替えることができること。なお，この場合，小学部の児童については，総合的な学習の時間を設けないことができること。

#### 第6 授業時数等の取扱い

3 小学部又は中学部の各学年の総合的な学習の時間に充てる授業時数は，児童又は生徒の障害の状態や発達段階等を考慮して，盲学校，聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校については，小学部第3学年以上及び中学部において，知的障害者を教育する養護学校については，中学部において，それぞれ適切に定めるものとする。

#### 第7 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 各学校においては，次の事項に配慮しながら，学校の創意工夫を生かし，全体として，調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(2) 盲学校，聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校の小学部において，学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科については，当該学年間を見通して，地域や学校及び児童の実態に応じ，その障害の状態や発達段階を考慮しつつ，効果的，段階的に指導す

つつ、効果的、段階的に指導するようにすること。

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(12)地域の実態や家庭の要請等により、障害のある児童若しくは生徒又はその保護者に対して教育相談を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

## 第2章 各教科

### 第1節 小学部

#### 第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童 に対する教育を行う特別支援学校

##### 1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(略)

##### 2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(略)

##### 3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(略)

##### 4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(略)

#### 第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(略)

るようにすること。

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(12)地域の実態や家庭の要請等により、障害のある児童若しくは生徒又はその保護者に対して教育相談を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特殊教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

## 第2章 各教科

### 第1節 小学部

#### 第1款 盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校

##### 1 盲学校

(略)

##### 2 聾<sup>ろう</sup>学校

(略)

##### 3 肢体不自由者を教育する養護学校

(略)

##### 4 病弱者を教育する養護学校

(略)

#### 第2款 知的障害者を教育する養護学校

(略)

第2節 中学部

第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である  
生徒に対する教育を行う特別支援学校

(略)

第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(略)

第2節 中学部

第1款 盲学校，聾<sup>ろう</sup>学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校

(略)

第2款 知的障害者を教育する養護学校

(略)



（第十条関係）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>特別支援学校高等部学習指導要領</u></p> <p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>    第一節 教育目標</p> <p>    第二節 教育課程の編制</p> <p>第二章 各教科</p> <p>    第一節 <u>視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒</u> <u>に対する教育を行う特別支援学校</u></p> <p>    第二節 <u>知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校</u></p> <p>第三章 <u>道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）</u></p> <p>第四章 特別活動</p> <p>第五章 自立活動</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 教育課程の編成</p> <p style="text-align: center;">第 1 款 一般方針</p>	<p style="text-align: center;"><u>盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領</u></p> <p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>    第一節 教育目標</p> <p>    第二節 教育課程の編制</p> <p>第二章 各教科</p> <p>    第一節 <u>盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学</u> <u>校</u></p> <p>    第二節 <u>知的障害者を教育する養護学校</u></p> <p>第三章 <u>道徳（知的障害者を教育する養護学校）</u></p> <p>第四章 特別活動</p> <p>第五章 自立活動</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 教育課程の編成</p> <p style="text-align: center;">第 1 款 一般方針</p>

2 学校における道德教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め、国家・社会の一員としての自覚に基づき行為し得る発達段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科に属する科目、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間において、また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、道德の時間をはじめとして、各教科、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間において、それぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、特に、道德的実践力を高めるとともに、自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし責任を重んずる態度や人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

3 学校における体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、「体育」及び「保健」（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては「保健体育」）の時間はもとより

2 学校における道德教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め、国家・社会の一員としての自覚に基づき行為し得る発達段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校においては、各教科に属する科目、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間において、また、知的障害者を教育する養護学校においては、道德の時間をはじめとして、各教科、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間において、それぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、特に、道德的実践力を高めるとともに、自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし責任を重んずる態度や人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

3 学校における体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、「体育」及び「保健」（知的障害者を教育する養護学校においては「保健体育」）の時間はもとより、特別活動、自立活動な

、特別活動、自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

- 4 学校における自立活動の指導は、障害に基づく種々の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間）と密接な関連を保ち、個々の生徒の障害の状態や発達段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等

第1 各教科・科目及び単位数等

3 専門教育に関する各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、生徒に履修させる専門教育に関する各教科・科目及びその単位数について、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の(1)及び(2)、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の(1)及び(3)、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別

どにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

- 4 学校における自立活動の指導は、障害に基づく種々の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間（知的障害者を教育する養護学校においては、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間）と密接な関連を保ち、個々の生徒の障害の状態や発達段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

第2款 盲学校、<sup>ろう</sup>聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校における各教科・科目等の履修等

第1 各教科・科目及び単位数等

3 専門教育に関する各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、生徒に履修させる専門教育に関する各教科・科目及びその単位数について、盲学校にあっては次の表の(1)及び(2)、<sup>ろう</sup>聾学校にあっては次の表の(1)及び(3)、肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校にあっては次の表の(1)に掲げる各教科・科目及び設置者の定める標準単位数を踏まえ適切に定めるものとする。

支援学校にあっては次の表の(1)に掲げる各教科・科目及び設置者の定める標準単位数を踏まえ適切に定めるものとする。

(1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(略)

(2) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(略)

(3) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(略)

第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

教育課程の編成に当たっては，生徒の障害の状態，特性及び進路等に応じた適切な各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。この款及び第6款において同じ。）の履修ができるようにし，このため，多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また，教育課程の類型を設け，そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても，その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり，生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設

(1) 盲学校，聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校

(略)

(2) 盲学校

(略)

(3) 聾学校

(略)

第3款 知的障害者を教育する養護学校における各教科等の履修等

第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

教育課程の編成に当たっては，生徒の障害の状態，特性及び進路等に応じた適切な各教科・科目（知的障害者を教育する養護学校においては各教科。この款及び第6款において同じ。）の履修ができるようにし，このため，多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また，教育課程の類型を設け，そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても，その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり，生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

けたりするものとする。

## 2 各教科・科目等の内容等の取扱い

(1) 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる。また、第2章第1節第2款において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第2章及び第3章並びに同節第3款から第10款までに示す各科目の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す教科、科目、特別活動及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動）の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにするものとする。

(3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。

## 3 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(1) 各教科・科目等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科等。5の(7)において同じ。）について相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにすること。

(3) 複数の種類の障害を併せ有する生徒（以下「重複障害者」という。）

## 2 各教科・科目等の内容等の取扱い

(1) 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる。また、第2章第1節第2款において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第2章及び第3章並びに同節第3款から第10款までに示す各科目の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す教科、科目、特別活動及び自立活動（知的障害者を教育する養護学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動）の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにするものとする。

(3) 盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。

## 3 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(1) 各教科・科目等（知的障害者を教育する養護学校においては各教科等。5の(7)において同じ。）について相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにすること。

(3) 当該学校に就学することとなった障害以外に他の障害を併せ有する生

の指導に当たっては、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

(13) 地域の実態や家庭の要請等により、障害のある生徒又はその保護者に対して教育相談を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

第5款 単位の修得及び卒業の認定

第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(略)

第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第6款 重複障害者等に関する特例

2 重複障害者を教育する場合には、次に示すところによるものとする。

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科・科目又は各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する第2章第2節第1款及び第2款に示す各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができること。この場合、各教科・科目に替えて履修した第2章第2節第1款及び第2款に示す各教科については、1単位時間を $\frac{3}{4}$ 分とし、 $\frac{3}{4}$ 単位時間の授業を1単位として計算することを標準とするものとする。

徒（以下「重複障害者」という。）の指導に当たっては、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

(13) 地域の実態や家庭の要請等により、障害のある生徒又はその保護者に対して教育相談を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特殊教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

第5款 単位の修得及び卒業の認定

第1 盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校

(略)

第2 知的障害者を教育する養護学校

第6款 重複障害者等に関する特例

2 重複障害者を教育する場合には、次に示すところによるものとする。

(1) 盲学校、聾学校又は肢体不自由者若しくは病弱者を教育する養護学校に就学する生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科・科目又は各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する第2章第2節第1款及び第2款に示す各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができること。この場合、各教科・科目に替えて履修した第2章第2節第1款及び第2款に示す各教科については、1単位時間を $\frac{3}{4}$ 分とし、 $\frac{3}{4}$ 単位時間の授業を1単位として計算することを標準とするものとする。

(2) 重複障害者のうち、学習が著しく困難な生徒については、各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳若しくは特別活動）の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。この場合、生徒の実態に応じた適切な総授業時数を定めるものとする。

4 療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合の1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等）については、生徒の実態に応じて適切に定めるものとする。

#### 第7款 専攻科

- 1 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科における教科及び科目のうち標準的なものは、次の表に掲げるとおりである。視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、必要がある場合には同表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目を設けることができる。
- 2 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、必要がある場合には上記1の表に掲げる教科及び科目以外の教科及び科目を設けることができる。

#### 第2章 各教科

(2) 重複障害者のうち、学習が著しく困難な生徒については、各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者を教育する養護学校においては、各教科、道徳若しくは特別活動）の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。この場合、生徒の実態に応じた適切な総授業時数を定めるものとする。

4 療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合の1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等（知的障害者を教育する養護学校においては、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等）については、生徒の実態に応じて適切に定めるものとする。

#### 第7款 専攻科

- 1 盲学校又は聾学校の専攻科における教科及び科目のうち標準的なものは、次の表に掲げるとおりである。盲学校又は聾学校においては、必要がある場合には同表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目を設けることができる。
- 2 盲学校又は聾学校においては、必要がある場合には上記1の表に掲げる教科及び科目以外の教科及び科目を設けることができる。

#### 第2章 各教科

第1節 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1款 各教科の目標及び各科目の目標と内容

各教科の目標及び各科目の目標と内容については，当該各教科及び各科目に対応する高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示す各教科の目標及び各科目の目標と内容に準ずるほか，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第6款まで，聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第7款から第10款までに示すところによるものとする。

第2款 各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い

各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては，高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示すものに準ずるほか，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第6款まで，聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第7款から第10款までに示すところによるものとするが，生徒の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに，特に次の事項に配慮するものとする。

1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(略)

2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(略)

3 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(略)

4 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1節 盲学校，聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校

第1款 各教科の目標及び各科目の目標と内容

各教科の目標及び各科目の目標と内容については，当該各教科及び各科目に対応する高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示す各教科の目標及び各科目の目標と内容に準ずるほか，盲学校については第3款から第6款まで，聾学校については第7款から第10款までに示すところによるものとする。

第2款 各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い

各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては，高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示すものに準ずるほか，盲学校については第3款から第6款まで，聾学校については第7款から第10款までに示すところによるものとするが，生徒の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに，特に次の事項に配慮するものとする。

1 盲学校

(略)

2 聾学校

(略)

3 肢体不自由者を教育する養護学校

(略)

4 病弱者を教育する養護学校



(略)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(略)

第3章 道徳(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校)

第4章 特別活動

3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的発達の遅滞の状態や発達段階に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

(略)

第2節 知的障害者を教育する養護学校

(略)

第3章 道徳(知的障害者を教育する養護学校)

第4章 特別活動

3 知的障害者を教育する養護学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的発達の遅滞の状態や発達段階に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十五年三月三十一日文部科学省告示第五十六号）

（傍線部分は改正部分）

（第十二条関係）

改 正 案	現 行
<p>学校教育法施行規則第二十四条第一項、第二十四条の二若しくは第二十五条の規定、第五十三条から第五十四条の二までの規定、第五十七条若しくは第五十七条の二の規定、第六十五条の四から第六十五条の六までの規定、第六十五条の十一の規定又は第七十三条の七から第七十三条の十までの規定によらないで教育課程を編成することができる場合は次に掲げる場合とする。</p> <p>一 文部科学大臣が、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「小学校等」という。）の教育課程に関する研究開発を行う学校として小学校等を指定する場合。この場合、当該指定に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。</p> <p>二 （略）</p>	<p>学校教育法施行規則第二十四条第一項、第二十四条の二若しくは第二十五条の規定、第五十三条から第五十四条の二までの規定、第五十七条若しくは第五十七条の二の規定、第六十五条の四から第六十五条の六までの規定、第六十五条の十一の規定又は第七十三条の七から第七十三条の十までの規定によらないで教育課程を編成することができる場合は次に掲げる場合とする。</p> <p>一 文部科学大臣が、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校（以下「小学校等」という。）の教育課程に関する研究開発を行う学校として小学校等を指定する場合。この場合、当該指定に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。</p> <p>二 （略）</p>

教育課程に関し学校教育法施行規則第七十三条の九又は第七十三条の十の規定によらない場合における盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の全課程の修了の認定について定める件（平成十五年三月三十一日文部科学省告示第五十八号）

（傍線部分は改正部分）

（第十二条関係）

改 正 案	現 行
<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十三条の十四ただし書の規定に基づき、教育課程に関し同規則第七十三条の九又は第七十三条の十の規定によらない場合における<del>特別支援学校の高等部の全課程の修了の認定について次のように定める。</del></p> <p>なお、教育課程に関し学校教育法施行規則第七十三条の九又は第七十三条の十の規定によらない場合における盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の全課程の修了の認定について定める件（平成十二年文部省告示第八十七号）は廃止する。</p> <p>平成十五年三月三十一日</p> <p style="text-align: right;">文部科学大臣 遠山 敦子</p> <p>（略）</p>	<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十三条の十四ただし書の規定に基づき、教育課程に関し同規則第七十三条の九又は第七十三条の十の規定によらない場合における<del>盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の全課程の修了の認定について次のように定める。</del></p> <p>なお、教育課程に関し学校教育法施行規則第七十三条の九又は第七十三条の十の規定によらない場合における盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の全課程の修了の認定について定める件（平成十二年文部省告示第八十七号）は廃止する。</p> <p>平成十五年三月三十一日</p> <p style="text-align: right;">文部科学大臣 遠山 敦子</p> <p>（略）</p>

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件（平成十七年三月三十一日文部科学省告示第五十六号）

（傍線部分は改正部分）

（第十三条関係）

改 正 前	現 行
<p>沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第二十七条の規定により、沖縄県に所在する義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校又は幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）の児童、生徒、学生若しくは幼児又は保育所の児童について独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付に係る共済掛金の額は、平成十七年四月一日以後次のとおりとする。</p> <p>平成十六年文部科学省告示第八十四号（沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十六年度以後の共済掛金の額を定める等の件）は、廃止する。</p> <p>平成十七年三月三十一日</p> <p style="text-align: right;">文部科学大臣 中山 成彬</p> <p>一、五（略）</p>	<p>沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第二十七条の規定により、沖縄県に所在する義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校（盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ。））の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特殊教育諸学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校又は幼稚園（特殊教育諸学校の幼稚部を含む。以下同じ。）の児童、生徒、学生若しくは幼児又は保育所の児童について独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付に係る共済掛金の額は、平成十七年四月一日以後次のとおりとする。</p> <p>平成十六年文部科学省告示第八十四号（沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十六年度以後の共済掛金の額を定める等の件）は、廃止する。</p> <p>平成十七年三月三十一日</p> <p style="text-align: right;">文部科学大臣 中山 成彬</p> <p>一、五（略）</p>